

利用者負担額の算出方法について(あきる野市で課税されている場合)

1 会社員等の方(給与から住民税を引かれている方)

- (1) 保護者ごとの市民税の所得割額を算出します。
- (2) 毎年、5月か6月頃に会社から渡される「給与所得等に係る特別徴収額の決定通知書」の「市民税」の欄をご覧ください。
- (3) 階層を決定する市民税所得割額は、「**税額控除前所得割額(A)-調整控除額(※)**」となります。
 ※住宅借入金等特別控除、配当控除等の税額控除がない場合は、B=調整控除額なので「A-B=C」となります。
 調整控除以外の住宅借入金等特別控除、配当控除等の税額控除がある場合は、「A-(B-調整控除以外の税額控除)」となります。
- (4) 給与以外に不動産所得等があつて、給与から住民税が引かれている以外に別途納付書などで住民税を納付している方は、次ページの「住民税(市・都民税)納税通知書」の市民税所得割額をご覧ください。
- (5) 保護者ごとの市民税の所得割額を合算し、利用者負担額表にあてはめてください。

年度		給与所得等に係る市民税・都民税		特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)														
所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業所得	農業所得	不動産所得	配当所得	雑所得	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引		
	給与所得			総所得金額①	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引
	その他の所得計			総所得金額①	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引
所得控除	雑損		障・寡・勤	控老	扶養親族	該当区分	本人該当区分	繰越損失										
	医療費		配偶者特別	特同	老10歳未満	その他	同特他	未成年者	特他	寡	特寡	寡夫	寡学生					
	社会保険料		基礎	配定	配定	老人	10歳未満	その他	同特他	未成年者	特他	寡	特寡	寡夫	寡学生			
	小規模企業共済																	
	生命保険料																	
地震保険料																		
(摘要)																		

税		納付額	
市民税	税額控除前所得割額④	A	6月分
	税額控除額⑤	B	7月分
	所得割額⑥	C	8月分
	均等割額⑦		9月分
	税額控除前所得割額④		10月分
	税額控除額⑤		11月分
	所得割額⑥		12月分
	均等割額⑦		1月分
	特別徴収税額⑧		2月分
	控除不足額⑨		3月分
額	既充当額⑩		4月分
	既納付額⑪		5月分
	差引納付額(⑩-⑪-⑫)		
	変更前税額⑫		
	増減額(⑧-⑫)		
変更月		月	

2 自営業等の方(口座振替や納付書で住民税を納付している方)

- (1) 保護者ごとの住民税の所得割額を算出します。
- (2) 毎年、6月頃に市が送付する「住民税(市・都民税)納税通知書」の「市民税」の欄をご覧ください。
- (3) 階層を決定する市民税所得割額は、「**総所得(A)+分離(B)-調整控除額(C)**」となります。
 ※分離所得がない場合は、「A-C」となります。
 分離所得のみの場合は、調整控除額はありませので、「B=市民税所得割額」となります。
- (4) 保護者ごとの市民税の所得割額を合算し、利用者負担額表にあてはめてください。

令和 年度
市民税・都民税 納税通知書

東京都あきる野市長

納付書により納期限までに納めてください。

通知番番号 ()

◎住民税(市民税・都民税)は、1月1日現在に住所を有する市区町村で課税されます。そのため、1月2日以降に転出等した場合でもあきる野市で今年度の市民税・都民税が課税されます。

《税額》

課税所得	調整控除額	住宅借入金等特別控除額	配偶・寄附金控除	配偶・株式等譲渡所得割額	所得割額	均等割額
総所得	A	B	C			
市民税						
都民税						

《普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限》

年税額	期別	納付額	納期限
給与からの特別徴収額	第1期		
公的年金からの特別徴収額	第2期		
普通徴収額	第3期		
特別徴収額	第4期		

《公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月》

徴収月	前特別徴収税額	徴収月	特別徴収税額	特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類	徴収月	後特別徴収税額
				支払者の名称		
				公的年金の種類		
				支払者の住所		
				法人番号		

◎上記の金額を特別徴収の方法によって徴収します。ただし、制度上、上記の金額と異なる金額が特別徴収される場合があります。

◎本年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が上記の金額を特別徴収の方法によって徴収することになります。

課税明細書

1 総合課税所得 (単位:円)			2 分離課税所得 (単位:円)			
収入	給与	給与	短期譲渡	先物取引		
	専従給与	所得 公的年金	短期特控	山林		
	公的年金	その他	長期譲渡	退職		
		営業等	長期特控	純損失		
	農業	一時	株式等	雑損失		
	不動産	総所得	上場株式等配当等	雑損引当		
3 控除額等 (単位:円)			4 課税総所得 (単位:円)			
本	専属	特定人	扶養	同居	雑損	地震保険
	専夫	同居人	特別	人	医療費	
	障害	障害人	普通	人	社会保険	
	勤学	一般	配偶者		小規模	
		除	配偶者特別		生命保険	基礎
		年少扶養	人			控除計
総所得	分離短期	分離長期	株式等	先物・山林		

◎公的年金に係る住民税の特別徴収について

公的年金に係る住民税は特別徴収(年金からの天引き)の方法によって徴収します。今年度から特別徴収の対象となる方は、年収額の半分を普通徴収の第1期、2期で徴収していただき、残りの半分は10・12・2月で年金からの特別徴収となります。前年度から引き継ぎ対象となられている方は、前年度分の公的年金等に係る年報額の2分の1に相当する額を3分割して今年度の4・6・8月に徴収し、10・12・2月で本年徴収分(年収額から前年度分を引いた額)を特別徴収します。なお、年金からの特別徴収は、税額変更、転出、死亡などの理由により、中止になる場合があります。そのときは、残りの税額を普通徴収の方法によって納めていただきます。

納付場所

あきる野市役所
あきる野市役所五日市出張所

(次の金融機関の本・支店)
あきる野市指定金融機関振出所(あきる野市役所本庁舎内)
りそな銀行 西武信用金庫 青島信用金庫 多摩信用金庫 秋川農業協同組合 みずほ銀行
大東京信用組合 中央労働金庫 東京都信用農業協同組合連合会及びその会員である農業協同組合
東京都及び関係市町村農業協同組合(神奈川、埼玉、千葉、茨城、群馬、群馬)に所在するゆうちょ銀行(郵便局)

(次のコンビニエンスストア等の全国各店舗)
セブンイレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ヤマザキデイリーストア ニューファミリーストア
ミニストップ コミュニティストア ポプラ 生活彩楽 くらしハウス
スリーエイト セイコーマート ハマナスクラブ M&K 設置店*1 PAYE (ペイビー)*2
LINE PAY 請求書支払い** PAYE PAYE 請求書支払い 華天銀行コンビニ支払サービス**
※1 M&K(バーコードを読み取る機能)設置店については、お問い合わせください。
※2 ご利用には、スマートフォン向け対応アプリのダウンロードが必要です。

◆ご注意

- ゆうちょ銀行・郵便局で納められるのは納期限までです。
- コンビニエンスストア等では、下記のいずれかに該当する場合納められません。
- ・金融の訂正がある場合
- ・取扱期限(発行日から1年)を過ぎた場合
- ・バーコードが印刷されていない場合(税額が30万円を超える場合など)
- ・バーコードが印刷されていても読み取れない場合

※納付は便利な口座振替もご利用いただけます。